

令和5年第5回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和5年5月16日(火) 午前9時～午前9時50分
- 2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行				
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文				
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番	今 隆 俊		
	3番	石 澤 孝 知	4番	長 内 康 之		
	5番	木 村 功	6番	高 橋 英 子		
	7番	工 藤 勝 彦	8番	大 平 成 年		
	9番	工 藤 元 伸	12番	佐 藤 国 雄		
	13番	佐 山 秀 夫				
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)
- 7 議事参与の制限委員 (2人)

3番 石 澤 孝 知	11番 木 立 康 行
------------	-------------

8 付議案件

- 報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による通知書の受理について
議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第24号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第25号 農用地利用集積計画の決定について
議案第26号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第27号 黒石市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について
議案第28号 黒石市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
議案第29号 農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について

9 事務局職員

事務局長	中 田 憲 人
事務局長補佐	工 藤 英 樹
農政農地係長	福 士 博 幸
主査	山 田 和 晶
主事	工 藤 慎 也
主事補	福 澤 野 亜

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和5年第5回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、7番工藤勝彦委員、8番大平成年委員にお願いします。 書記には事務局の工藤補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事補	報告第10号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和5年4月受理分は、相続が9件、総面積63,513㎡、田が22筆36,545㎡、平畑が7筆13,499㎡、樹園地が15筆13,469㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第11号「農地法第18条第6項の規定

		による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事補		報告第11号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号20番は、大字牡丹平字観音沢の田、2,644㎡を賃貸人の都合により、令和5年4月3日に合意解約したものです。 受付番号21番は、大字牡丹平字観音沢の田、ほか1筆合計6,029㎡を賃貸人の都合により、令和5年4月3日に合意解約したものです。 受付番号22番は、大字黒石字浄光寺の田、3,033㎡を賃貸人の都合により、令和5年4月13日に合意解約したものです。 受付番号23番は、大字高館字甲松坂の畑、181㎡を賃借人の都合により、令和5年4月26日に合意解約したものです。 以上です。
議 長		ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、次に、報告第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
山田主査		報告第12号は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画の認可に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙6ページをご覧ください。 農地中間管理事業における農地利用配分計画が、令和5年4月21日付で認可公告されました。 (1) 賃借権設定です。 整理番号2番から5番で件数は4件、田が10筆10,917㎡、期間は4年10ヶ月から8年2ヶ月、賃借料は10a当たり6,100円から10,000円となっております。 以上です。
議 長		ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、以上で報告を終わります。

	それでは、議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第23号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が5件、所有権移転が5件、地上権設定が1件です。 9ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号6番は、大字高館字丙高原の畑、2, 151㎡を経営規模拡大のため、20年間貸借するものです。 10ページをご覧ください。 (2) 賃借権設定です。 受付番号21番は、大字牡丹平字観音沢の田、2, 644㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 受付番号22番は、大字牡丹平字観音沢の田、ほか1筆合計6, 029㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 受付番号23番は、飛内北の田、ほか2筆合計4, 558㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号24番は、大字境松字石切の畑、998㎡を新規農家のため、5年間貸借するものです。 11ページをご覧ください。 受付番号25番は、袋井三丁目の田、1, 932㎡のうち1, 337㎡を新規農家のため、5年間貸借するものです。 受付番号24番、25番は新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。 12ページをご覧ください。 (3) 所有権移転です。 受付番号19番は、大字上十川字北原六番の樹園地、2, 024㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号20番は、大字浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、2, 015㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号21番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、900㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号22番は、大字赤坂字西田の畑、2, 600㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号23番は、大字上十川字山元の畑、1, 286㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 13ページをご覧ください。

	(4) 地上権設定です。 受付番号1番は、大字袋字村岡の田、143㎡を国営浅瀬石川二期農業水利事業建設工事により申請地の地下に埋設型水路を設置し、水路の設置区域を保全するため、地上権を設定するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、6番高橋英子委員に報告をお願いします。
高橋英子委員	今回申請があった農地について、去る5月9日、木村功委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号6番は、現況は畑で、権利取得後は新たにりんごの栽培が行われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号21番は、現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。 受付番号22番は、現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。 受付番号23番は、現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。 受付番号24番は、現況は畑で、権利取得後は、枝豆の栽培が行われます。 受付番号25番は、現況は田で、権利取得後は、枝豆の栽培が行われます。 受付番号24番、25番は新規農家による申請のため聞き取り調査した結果を報告します。 申請人は、枝豆を栽培している兼業農家である父のもとで、5年ほど農作業の手伝いをしてきたなかで、独立して営農していきたい意向が強まり申請に至ったとのこと。 栽培作物は枝豆を考えており、今後1ha以上規模拡大していきたいとのこと。 技術指導等は、引き続き父から受けるとのことで、農業機械等も父から借受するとのこと。 出荷先はスーパーを考えており、収量が増えれば農協等への出荷も考慮していくとのこと。また、枝豆のほかの野菜栽培も検討しているとのこと、農業への意欲もあることから農地を取得することに問題はないと思われます。 (3) 所有権移転です。 受付番号19番は、現況は樹園地で、権利取得後は、りんごの栽培が行われます。 受付番号20番は、現況は樹園地で、権利取得後は、りんごの栽培が行われます。

	受付番号２１番は、現況は樹園地で、権利取得後は、りんごの栽培が行われます。 受付番号２２番は、現況は畑で、権利取得後は、やさいの栽培が行われます。 受付番号２３番は、現況は畑で、権利取得後は、やさいの栽培が行われます。 地上権設定です。 受付番号１番は、現況は田で、水稻の栽培が行われています。 今回申請があった１２件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	賃借権の２４番、２５番ですが、新規農家で５０ａについて問題ないのですか。
工 藤 主 事	下限面積要件については、農地法の改正により令和５年４月１日から廃止となったため、問題ないです。耕作目的の農地の権利取得については、面積にかかわらず可能となりました。
佐藤国雄委員	地上権設定について詳しく説明願います。
工 藤 主 事	地上権について、建物や工作物等を所有又は管理していくうえで、第３者の土地を使用する際に地上権の設定が必要になります。 今回は、譲渡人の土地の地下に水路を設置することにより、地上権の設定が必要になります。
佐藤国雄委員	わかりました。
議 長	ほかに、ご質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第２３号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第２４号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第２４号は、農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

	内容について、別紙15ページから説明いたします。 受付番号2番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は八甲、登記地目は田、現況地目は畑、面積は、2筆合計661㎡、住宅、事業所併用建物建築用地及び、車庫建築用地として、取得し利用したいとのことです。 農地区分は、第1種農地ではありますが、集落接続に該当し、建蔽率20%を超えるため、問題はないものと思われます。 受付番号3番、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、大字浅瀬石字山元、登記地目は田、現況地目は畑、面積は672㎡、従業員駐車場用地として取得し、利用したいとのことです。 第1種農地に該当しますが、既存敷地の2分の1以内の拡張にあたるため、問題はないものと思われます。 受付番号4番、申請人は記載のとおりです。 農地の所在は、大字黒石字十三森、登記地目は田、現況は畑、面積は、2筆合計4,241㎡で建売分譲用地として取得するものです。 農地区分は、宅地化が進み近接する農地区域が10ha未満の農地であるため、第二種農地に該当するため、問題はないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、6番高橋英子委員に報告をお願いします。
高橋英子委員	今回、5条申請があった土地について、去る5月9日、木村功委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り調査、現地調査並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号2番は、住宅、事業所併用建物建築用地及び、車庫建築用地とし取得し、利用するための申請です。 場所は、黒石東小学校から北東へ約660mに位置しており、周辺の状況は、西側、南側は宅地、東側、北側は田です。 土地の選定理由を確認したところ、林業を営み機械の点検作業で騒音が出ることもあることから、住宅が密集する土地を避けて探し、交渉したところ成立したので申請に至ったとのことです。 現況は、平坦地であるとのことで、雨水は地下浸透するとしており、周辺への影響はないものと思われます。 受付番号3番は、従業員駐車場用地として利用するものです。 農事組合法人浅瀬石水稻生産組合から東へ約550mの位置にあり、東側、西側は雑種地、北側は河川、南側は道路及び農地です。 土地の選定理由を確認したところ、東側隣地が申請者の事業用車両置き場となっており、従業員の駐車場と分けして利用したいため、申請に至ったとのことです。 隣地との高低差がないため、砂利を敷きならして、整地し利用するとのこと

		です。 雨水は、地下浸透とすることで、隣接する農地はないため、周辺への影響はないものと思われます。 受付番号4番は、建売分譲住宅用地としての申請です。 場所は、中郷中学校から南側へ約100mの位置にあります。 周辺の状況は、東側、北側は中郷中学校、黒石小学校、西側は宅地、南側は田となっております。 土地の選定理由を聞き取りしたところ、小・中学校、病院も近くにあり、住宅としての立地条件がよく、要望もあったことから、建売分譲することを決めたとのこと。 都市開発法の開発許可も同時に申請しております。 周辺の宅地化が進んでおり、周辺の状況から転用することに問題はないものと思われます。 以上です。
議 長		ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第24号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第25号につきましては、3番石澤孝知委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、退席をお願いします。 また、私の親族が、審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたします。議長を佐藤孝文職務代理者をお願いします。 (木立康行会長、石澤孝知委員退席)
議 長 (職務代理者)		それでは、議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査		議案第25号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が7件、所有権移転が4件です。 別紙、17ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号40番は、馬場尻東の田、1,956㎡を10年間10a当たり

	10,000円で、新規設定するものです。 受付番号41番は、馬場尻北の田、ほか2筆合計8,560㎡を5年間10a当たり12,000円で、再設定するものです。 受付番号42番は、ぐみの木北の田、1,940㎡を10年間10a当たり12,000円で、新規設定するものです。 受付番号43番は、大字豊岡字姥懐の樹園地、1,746㎡を5年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号44番は、富田の田、ほか1筆合計4,762㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号45番は、大字境松字石切の田、5,287㎡を10年間10a当たり10,000円で、新規設定するものです。 受付番号46番に関しては、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号46番は、大字浅瀬石字南田の田、ほか3筆合計6,682㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。 19ページへ移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号14番は、大字赤坂字東池田の田、2,214㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号15番は、大字上十川字山元の樹園地、ほか1筆合計5,804㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号16番は、大字赤坂字北野崎の樹園地、ほか1筆合計790㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号17番は、大字浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、ほか10筆合計20,597㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	所有権移転の17番について、今まで経営面積が全く無く、どのような会社ですか。
山田主査	●●農園と●●商店が、●●と言う会社を設立して、りんごとトマトを栽培して行きます。
佐藤国雄委員	わかりました。
議長	ほかに、ご質問ございませんか。
委員	「なし」の声

議長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第25号は、原案のとおり決定いたします。それでは、審議が終了いたしましたので、議長を木立会長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。 (木立康行会長、石澤孝知委員指定席に着く)
議長	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。 それでは、議案第26号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤局長補佐	議案第26号は、農地振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。 22ページをご覧ください。 受付番号3番と4番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。 受付番号3番は、農地の所在は作場町、登記地目、現況地目ともに田で、変更面積は、2,932㎡で、建売分譲用地とするものです。 申請地の周辺は、第2種農地と判断されますので、農振除外後も、転用することに問題ないものと思われます。 受付番号4番は、農地の所在は八甲、登記地目、現況地目ともに田で、変更面積は、2,991㎡で、従業員、社用車駐車場及び資材置場として利用するため、農用地から除外するものです。 農地区分は、第1種農地と判断されますが、北側隣地に同事業会社があり、西側の集落と接続していることから、農振除外後も、転用することに問題ないものと思われます。 受付番号5番と6番は、変更区分、農振農用地区域への編入です。 受付番号5番は、農地の所在は、大字牡丹平字牡丹平南、登記地目、現況地目ともに畑、ほか3筆合計3,298㎡です。 23ページをご覧ください。 受付番号6番は、農地の所在は、大字牡丹平字村ヨリ西、登記地目、現況地目ともに畑、ほか4筆合計3,976㎡です。 どちらも農村集落周辺にある農地であり、現在、用途外区域となっております。平畑としての活用のため編入する申請であり、その他の法律においても区域指定されていないため、問題ないものとおもわれます。 なお、申請地の詳細については、調査を行った委員から報告があります。 以上です。

議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、6番高橋英子委員に報告をお願いします。
高橋英子委員	今回、農振農用地区域からの除外及び農用地への編入の申請があった土地について、去る5月9日、木村功委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り調査、現地調査並びに申請書及び添付書類の審査をした結果を報告します。 受付番号3番は、場所は24ページです。 図面番号3のとおり、黒石小学校から南側へ約100mに位置しており、現況は田です。 受付番号4番は、場所は25ページです。 図面番号4のとおり、同事業会社の隣地になっております。 以上、3番と4番は、申請地の位置から判断して、農振農用地区域から除外後は転用見込があるため、農振除外することに問題ないと思われます。 受付番号5番は、場所は26ページです。 図面番号5のとおり、黒石市農業協同組合山形支店から東南側へ約300mに位置しており、現況は畑です。 受付番号6番は、場所は27ページです。 図面番号6のとおり、保福寺から南西側へ約310mに位置しており、現況は畑です。 以上、5番と6番は、樹園地としてシャインマスカットの栽培が行われます。農用地区域に編入することに問題ないと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第26号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第27号「黒石市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第27号は、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により定めた基本構想について、同法施行規則第2条の規定により、黒石市長から別冊のとおり依頼があったので意見を求めるものです。 別冊資料で、説明します。

		議案第27号別冊、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）抜粋資料をご覧ください。 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）は、その冊子が37ページもあることから、説明資料としては抜粋したものです。 この基本構想とは、市の農業の方針や担い手育成等が明記されたマスタープランであります。今回、変更（案）が作成された理由は、農業経営基盤強化促進法の改正があり、大きな改正点では、地域計画の策定が義務付けられた、ことです。 1ページをご覧ください 農業の基本方向です。中段に人・農地プランや地域農業経営基盤強化促進計画により、担い手の確保と農地の利用集積を計画的に進めることになりました。地域計画という文言が、追加となりました。 地域計画とは、地域の話し合いにより、農業の将来のあり方を考え、それを実現していく、いわば地域ごとのマスタープランのことを指します。この内容が追加されることになりました。 2ページをご覧ください。 第3第2及び第2の2に掲げる事項のほか農業を担う者の確保及び育成に関する事項です。 このページから掲載されていることは、担い手の育成確保に関する事項です。1から4まであります。 これについては、市や農業委員会、関係機関の役割・関わりは、従前と同様、取り組んでいくことに変わりはありません。 地域農業の担い手の確保・承継においては、関係機関と連携しながら、新規就農者の確保・育成のため、農地情報の提供することや経営移譲が円滑に行えるよう働きかけをしていく、ことなどが記載されております。 3ページをご覧ください。 第4については、農用地の効率的かつ総合的な利用という言葉追加されました。 地域の合意形成により、効率的な土地利用を進めること、有機農業エリアの設定、省力栽培等が記載されております。 5ページをご覧ください。 今後、協議の場等において地域計画区域を決定して、農業経営基盤強化促進事業を進めていくことについて、記載されております。 なお、今回の基本構想の変更では、数値目標等は、大きな変更はありませんので、記載しておりません。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じま

	すが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第27号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第28号「黒石市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤局長補佐	議案第28号は、農業委員会等に関する法律第7条第1項に定める農地等の利用の最適化の推進に関する指針について審議を求めるものです。 農業委員会等に関する法律により、農業委員会の活動、業務では、農地等の利用の最適化の推進が、最も重要な必須事務として明確に位置付けられております。 当農業委員会では、農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、平成30年12月に策定され、3年ごとに見直すこととなっております。 内容については、大きく変わったところを説明いたします。 31ページをご覧ください。 第2具体的な推進方法、1遊休農地の発生防止、解消について（1）遊休農地の解消目標です。 現状は、管内の農地面積、3,340ha、遊休農地面積、187ha、遊休農地の割合、5.6%となります。3年後の目標は、管内の農地面積、3,340ha、遊休農地面積、116.9ha、遊休農地の割合、3.5%となります。令和13年3月の目標は、管内の農地面積、3,340ha、遊休農地面積、0ha、遊休農地の割合、0%としました。 32ページをご覧ください。 2担い手への農地利用の集積、集約化について、（1）担い手への農地利用集積目標です。 現状は、管内の農地面積、3,340ha、集積面積、1,870ha、集積率、56%となります。3年後の目標は、管内の農地面積、3,340ha、集積面積、2,294ha、集積率、68.7%となります。令和13年3月の目標は、管内の農地面積、3,340ha、集積面積、3,006ha、集積率は、青森県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の政策目標に基づき、90%としました。 34ページをご覧ください。 3新規参入の促進について、（1）新規参入の促進目標です。 現状は、4経営体、5.6ha、3年後の目標は、延べ16経営体、15.5ha、令和13年3月の目標は、延べ36経営体、32haとしました。過去3年の平均から算出しております。 35ページをご覧ください。 第3地域計画の目標を達成するための役割の部分が追加になりました。 以上です。

議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第28号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第29号「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤局長補佐	議案第29号は、農業委員会の適正な事務実施に係る令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、青森県及び東北農政局に報告するため意見を求めるものであります。 農業委員会では、国の指導に基づき毎年活動計画を定め、その実施状況を公表させることになっておりますので、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を決定し、ホームページ上で公表いたします。 37ページをご覧ください。 Iの令和5年4月1日現在の農業委員会の体制のほか、内容の説明は割愛させていただきます。 38ページをご覧ください。 II最適化活動の実施状況。 ここからは、①の現状及び課題と②の目標については、以前、最適化の目標で説明しておりますので、以降全て、実績のみご説明いたします。 1最適化成果目標、(1)農地の集積です。 実績は、今年度の新規集積面積、83ha、農地面積、3,340ha、今年度末の集積面積、1,836ha、集積率、55%、目標に対する達成状況、98.0%でした。農業委員会の点検結果は、「農地の出し手情報を市のホームページに掲載し、随時更新を行った。出し手農家の農地や遊休農地を担い手に集積が図られ、概ね目標を達成することができた」としました。 (2)遊休農地の発生防止、解消です。 39ページをご覧ください。 実績、ア既存遊休農地の解消、a緑区分の遊休農地の解消です。今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積、107ha、今年度の目標に対する達成状況は、213.1%、b黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況は、「市内全域の農地について、前年度の調査図面を基に、地区別に調査を行う」としました。イ新規発生遊休農地の解消は、今年度からの目標とされ、作年度は必要項目でないので、空白となります。

	(3) 新規参入の促進です。 40ページをご覧ください。 実績、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積、20ha、公表URLは、市のホームページアドレスになります。目標に対する達成状況、133.3%、新規参入者の参入状況は、参入経営体4経営体、取得面積、5.6haでした。農業委員会の点検結果は、「農地情報をホームページに掲載しており、新規参入を望む方に、農地法等に関するアドバイスを行い、新規参入に係る支援を実施することができた」としました。 2最適化活動の活動目標、(2)活動強化月間の設定です。 実績、活動強化月間の設定回数は、4回で、結果はご覧のとおりです。 41ページをご覧ください。 (3) 新規参入相談会への参加です。 実績ですが、コロナ渦もあり、0回でした。 目標の達成状況の評語は、「目標に対して、期待どおりの結果がえられた」としました。 推進委員等の点検、評価結果です。 目標に対し期待を上回る結果が得られたが、7名、目標に対して期待どおりの結果が得られたが、12名でした。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	遊休農地の解消は、地目が変わったことにより解消されているのですか。
工藤局長補佐	それもありますが、パトロールの成果があり、事前管理する方が増えたと思われます。
佐山秀夫委員	新規参入者のカウントは、親族以外の農地を借りて営農したい人をカウントするのですか。
中田事務局長	家元の就農はカウントしません。
佐藤国雄委員	先程の議案に出た枝豆を作る方は、新規参入のカウントするに値しますか。
工藤局長補佐	まだ新規参入のカウントに値していません。
佐藤国雄委員	あと農地は、父親の農地でないのですか。
福土係長	父親の農地ではなく、新規参入のカウントの仕方は、経営が別の場合カウントに値します。
佐藤国雄委員	同居していても、経営が違えば新規参入のカウントに値するとのことですね。わかりました。

議 長	ほかに、ご質問ございませんか。
長内康之委員	下限面積が廃止になったと思われますが、例えば家庭菜園レベルでも新規参入となりますか。
福 士 係 長	今後の新規参入のカウントについて、下限面積が廃止になったことにより変わるとされます。
佐藤国雄委員	新規参入のカウントに関して定義があると思うのですが。
福 士 係 長	基本構想に一般的な定義あるのですが、認定農業者や新規就農者等の定義になります。
中田事務局長	詳しくは、事務局で整理して次回報告します。
議 長	ほかに、ご質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第29号は、原案のとおり決定いたします。これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和5年第5回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時50分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年5月16日

議 長 永 立 康 行

議事録署名者 工 藤 勝 高

議事録署名者 大 平 成 年